

「長井市文化財保護条例改正案」に関する意見募集について

長井市では、市内の有形無形の文化財の保護・継承を目的に、昭和38年、長井市文化財保護条例を制定しました。しかし、条例制定から60年以上も経過し、文化財の位置づけや種別等が現行法令等と合わなくなっていました。また近年、全国的に文化財の毀損等の報告が増えていることに鑑み、刑法に触れない程度の軽微な犯罪に対応できる罰則規定が必要となっています。

このため、長井市文化財保護条例を全面的に改正し、より一層、文化財の保存・活用を推進することにいたしました。

つきましては、長井市文化財保護条例改正案の内容について、広く市民の皆様からの意見を募集します。

記

1 意見募集期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月15日（木）午後5時まで（必着）

2 対象者

長井市民及び長井市内に通勤・通学している方

3 公表資料及び公表場所

（1）公表資料

「長井市文化財保護条例改正案」

※ご意見をいただく様式は所定の意見書様式とします。意見書様式については、市ホームページからデータをダウンロードまたは市観光文化交流課から入手のうえ、住所、氏名及び電話番号を必ず明記のうえ、ご意見を記載ください。（ご意見の内容以外は公表いたしません。）

（2）公表場所

市ホームページでの掲載のほか、市観光文化交流課（市役所3階）でも公表しています。

4 意見の提出方法・提出先

- ①直接持参 観光文化交流課観光文化交流室
- ②郵送 〒993-8601 長井市栄町1番1号
長井市観光文化交流課観光文化交流室 宛
- ③電子メール kankobunka@city.nagai.yamagata.jp
- ④ファックス 0238-87-3369

5 いただいたご意見の取り扱いについて

お寄せいただいたご意見は、整理したうえで、これに対する市の考え方とともに公表します。

（お名前や住所など個人が特定される恐れがある情報は公表しません）

また、個々のご意見には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承願います。

※電話での条例改正案等の請求、意見の発言はお受けしませんので、ご了承願います。